

2007/4/19

北海道国際航空株式会社

## ボーイング 737 型機での査察操縦士による機長資格審査の実施について

北海道国際航空株式会社(本社:札幌市、代表取締役社長:滝澤 進、以下:エア・ドゥ)は、ボーイング 767 型機に引き続き、2007 年 4 月 19 日付けでボーイング 737 型機についても国土交通大臣の指名を受けた「査察操縦士」が誕生し、当該操縦士により、定期に行う機長資格審査を実施することが可能になりました。なお、ボーイング 737 型機による「査察操縦士」の誕生は、新規航空会社としてはエア・ドゥが初めてとなります。

2006 年 8 月 23 日の「指定本邦航空運送事業者」の指定以来、これまでボーイング 767 型機については、定期に行う機長資格の審査について、国土交通大臣の指名を受けた当社の「査察操縦士」が直接行ってまいりました。

このたび、ボーイング 737 型機についても当社の「査察操縦士」が直接機長資格の審査を行うことが可能となり、運航業務の円滑な遂行に大きく寄与することになります。

当社としての責任もますます重くなりますが、企業理念である「安全を絶対的の使命として追求」することに、全社一丸となって取り組み、お客様のご信頼、ご期待に応えてまいります。

### 【「指定本邦航空運送事業者」「査察操縦士」とは】

「指定本邦航空運送事業者」とは、航空法第 72 条に基づき、事業者自身が機長認定の一部、機長定期審査、機長臨時審査を国に代わって行うことができる事業者です。

「査察操縦士」とは、「指定本邦航空運送事業者」において、国土交通省令で定める要件を備え、航空法第 72 条第 5 項および第 6 項に係る機長の審査を行なうことができる者です。